

別紙

～静岡県建設業許可申請書等閲覧所の予約制について～

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として、令和2年6月15日から  
当面の間令和3年3月31日まで（感染状況によって期間が変更となる場合があります）、建設業許可申請書等閲覧所の閲覧を下記のとおり取り扱うこととします。

記

- 閲覧方法：事前予約による時間帯ごとの入れ替え制をとります。  
予約した閲覧時間に御来室いただき、閲覧所内にある予約簿に  
閲覧開始時間を御記入ください。  
閲覧が終了しましたら、予約簿に閲覧終了時間を記入し、退出  
してください。

- 予約時間帯：閲覧時間帯を下表のとおり4分割します。

閲覧時間帯	①	午前9時 ～ 午前10時20分
	②	午前10時40分 ～ 午前12時
	③	午後1時 ～ 午後2時20分
	④	午後2時40分 ～ 午後4時

- ※ 同じ日に予約できるのは、一人一コマまでです。  
※ 各時間帯の空き時間は、入れ替えの準備及び書類整理等を行います。

- 予約者数：同じ時間帯の予約者数は、**最大5名**までです。

- 予約方法：建設業課許可班に、お電話等で「お名前、閲覧日及び  
**閲覧する時間帯**」を伝え御予約してください（建設業課窓口  
でも予約を受付けます。）。

- ※ 2週間先まで予約可能です。  
※ このお知らせ発出時点から予約を受け付けます。

担 当：交通基盤部建設支援局建設業課許可班  
住 所：静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階  
T E L：054-221-3058  
メ ー ル：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp